

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		事務の監査の請求代表者証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項		地方自治法施行令第 99 条
法令(例規)番号		昭和 22 年 5 月 3 日 政令第 16 号
関 係 条 項		同法施行令第 91 条第 2 項
所 管 課 係 名		監査事務局監査係
審 査 基 準	基 準	1 請求代表者が、国家公務員法第 102 条第 1 項、地方公務員法第 36 条第 2 項その他の法律の規定により政治的行為が制限されるものではないこと。 2 請求代表者が、選挙人名簿に登録されたものであること。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		総日数 7～14 日程度
備 考		地方自治法施行令第 91 条第 2 項を準用